

学生生徒等紹介に関する基本契約書

- (甲) 株式会社〇〇
- (乙) 株式会社武蔵野

学生生徒等紹介に関する基本契約書

株式会社(以下、「甲」という)及び株式会社武蔵野(以下、「乙」という)とは、職業安定法に基づく学生生徒等の紹介に関する事項に関して、以下のとおり基本契約書を締結する。

第1条 (求職者紹介)

乙は甲に対し、職業安定法の定めに従い、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下、「学校」という)の学生もしくは生徒、または甲乙協議の上本契約を適用して紹介することとなった労働者になろうとする者(以下、併せて「求職者」という)の紹介に関する業務及びこれに付随する業務(以下、併せて「本件業務」という)を行う。

第2条 (本契約の適用)

本契約は、特に定めのない限り、本契約有効期間中に、甲乙間で締結される求職者紹介について交わす、すべての契約書、覚書、念書、協定書、通知書等に適用するものとする。

第3条 (選考採用)

1. 甲は、求職者の面談履歴及び採否等、速やかに乙に報告するものとする。
2. 甲は、求職者への個別の連絡事項は原則として乙を介して伝達するものとする。止むを得ず連絡をとる際は、乙にその旨を報告するものとする。
3. 乙から提示された登録票等は、採用の終了等、不要となった時点で速やかに乙に返還または甲の責にて破棄するものとする。
4. 甲は、乙が紹介した求職者を採用する場合、採用を決定した求職者(以下、「内定者」という)あての入社年月日、出社場所等を明記した、内定通知書を乙に提出するものとする。
5. 乙は、甲より受領した内定通知書を内定者へ提示した上で内定者の内定を承諾する意思を確認し、内定者が内定を承諾する場合には、内定者から内定承諾書の提出を受けて、乙から甲へ提出するものとする。

第4条 (紹介料金)

1. 本件業務の対価として、内定者が内定を承諾した時点で、下記の紹介料金が発生するものとする。

紹介料金 一律	132 万円(税込)
---------	------------

内定を承諾した当月の時点で会員の権利があるか否かによって金額を決定するものとする。

2. 本条1項の紹介料金を個別に変更する場合は、甲乙間で別途協議し定めるものとする。
3. 乙は、紹介料金が発生した場合、甲に請求書を送付するものとする。
4. 甲は、紹介料金の発生月締め翌月15日(金融機関休業日の場合は、前営業日)までに、本条1項の紹介料金を振込むものとする。なお振込手数料は、甲が負担するものとする。

第5条 (内定者の辞退)

内定者が3月31日の入社前に内定を辞退した場合、乙は下記の内容に基づいて返金の対応をするものとする。ただし、甲が4月1日以降の辞退の申し出、及び本契約の各条項に違反し、内定者が内定を辞退する理由が甲の責に帰する場合は、返金しないものとする。

内定辞退→全額返金

第6条 (委託業務)

1. 甲は、募集情報等提携事業の規定に基づいて乙に対し求職者を紹介するものとする。
2. 甲は、本契約第1条で定める求職者に限り、紹介をできるものとする。ただし、乙は求職者との面談の上著しく求職者の求職要件に合致しない場合は、紹介を拒否できるものとする。
3. 甲は、乙に求職者を紹介する際、募集情報等提携事業の規定に基づいて、求職者の要望を尊重するものとする。

第7条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本件業務及び甲及び乙の業務を履行するにあたり、次の各号のいずれかに該当する情報(以下、「秘密情報」という)を取り扱うものとする。
 - (1) 求職者の情報(以下、「求職者情報」という)
 - (2) 相手方に関する人事・技術・業務・財務・組織に関するあらゆる情報
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報及び求職者情報から除かれるものとする。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知の情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後に自らの責によらず公知となった情報

- (3)相手方から開示を受ける前に自らが正当に保有していた情報
- (4)秘密情報に依拠せずに自らが独自に開発した情報
- (5)自らが正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3. 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面または電子メールによる承諾無く、第三者へ一切開示または漏洩してはならない。また、秘密情報を本件業務及び甲の採用業務・乙の業務以外に利用しないものとする。
- 4. 甲及び乙は、秘密情報の開示または漏洩等により相手方に損害を与えた場合、相手方に対して直接かつ通常の範囲の損害に限り賠償の責を負うものとする。
- 5. 本条3項にかかわらず、甲及び乙は、本件業務及び甲の採用業務を履行するにあたり求職者情報を第三者に開示する必要がある場合、当該第三者へ必要最小限の範囲で求職者情報を開示することができるものとする。
- 6. 甲及び乙は、本条3項または本条5項により、秘密情報を第三者に開示する場合、本契約上の自己の義務と同等の業務を当該第三者に課すものとし、当該第三者がかかる義務に違反した場合、自己の義務違反と扱うものとする。また、秘密情報の安全管理が図られるよう当該第三者に対して適切かつ必要な監督を行うものとする。
- 7. 甲及び乙は、相手方と協議の上、本条6項により秘密情報を開示している第三者と相手方が締結している契約書のうち、秘密情報の取扱いに関わる部分の開示を、相手方に求めることができるものとする。

第8条（解約・解除）

- 1. 甲及び乙は、3ヶ月前までに相手方に通知することにより、本契約を解除できるものとする。
- 2. 甲または乙において下記事項のいずれかが生じた時は、甲または乙は直ちに期限の利益を喪失するものとし、その相手方は本契約を解除できるものとする。
 - (1)本契約の各条項に違反したとき。
 - (2)公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3)他の債務のため強制執行（仮差押を含む）を受け、または破産、競売、民事再生その他これに準ずる裁判上の手続きの申し立てがあったとき。
 - (4)手形の不渡り、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5)営業停止、または清算手続きに入ったとき。
 - (6)その他本契約を継続しがたい信頼関係を損なう行為があったとき。
- 3. 本契約が終了した場合でも、継続中の個別求人業務に関しては甲乙責任を持って遂行するものとする。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し、またはその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

第10条（免責）

甲に入社した内定者が、業務において甲及び第三者に対して起こした損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

第11条（紹介後の採用）

事由の如何を問わず、求職者が、乙から甲へ紹介された日から、当該求職者が紹介時に在籍していた学校を卒業後1年が経過する日までの間に、直接的もしくは間接的に甲への入社に至った場合、甲は乙に対して第4条で定める紹介料金を支払うものとする。

第12条（遅延損害金）

甲及び乙は第4条で定める紹介料金の支払いを怠った場合は、年1割の遅延損害金を支払う。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、第5条、第8条、第9条、第12条、第16条及び第18条乃至第20条に関しては、本契約終了後も有効とする。また、契約期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかより、契約終了の意思表示がなされない場合、本契約は引き続き1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第14条（反社会的勢力排除）

- 1. 甲及び乙は、自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」または「暴力団員」に準じる反社会的勢力に該当しないこと、一切の関係がないこと、及び以後においても関係を持たないことを確約する。
- 2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方に何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。
- 3. 甲または乙が前項の規定により本契約を解除した場合、解除権行使者はこれに起因する相手方の損害を賠償する責を負わないものとする。

第15条（各種法令の遵守）

甲及び乙は、労働基準法、同法施行令、同法施行規則、その他通達、職業安定法、同法施行令、同法施行規則、その他通達、及び各種関係法令に従い、各自必要な措置をとる。

第16条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承認を得ない限り、本契約により生じる一切の権利義務の全部、または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第17条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争が生じた場合、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議事項）

本契約に疑義が生じた事項及びこの契約書に定めない事項については、信義則及び関係法令に基づき、甲乙協議の上、解決するものとする。

締結日： 年 月 日

甲

乙

東京都小金井市東町4-33-8
株式会社武蔵野
代表取締役社長 小山 昇
人材紹介事業 労働大臣許可番号:13-ユ-308988